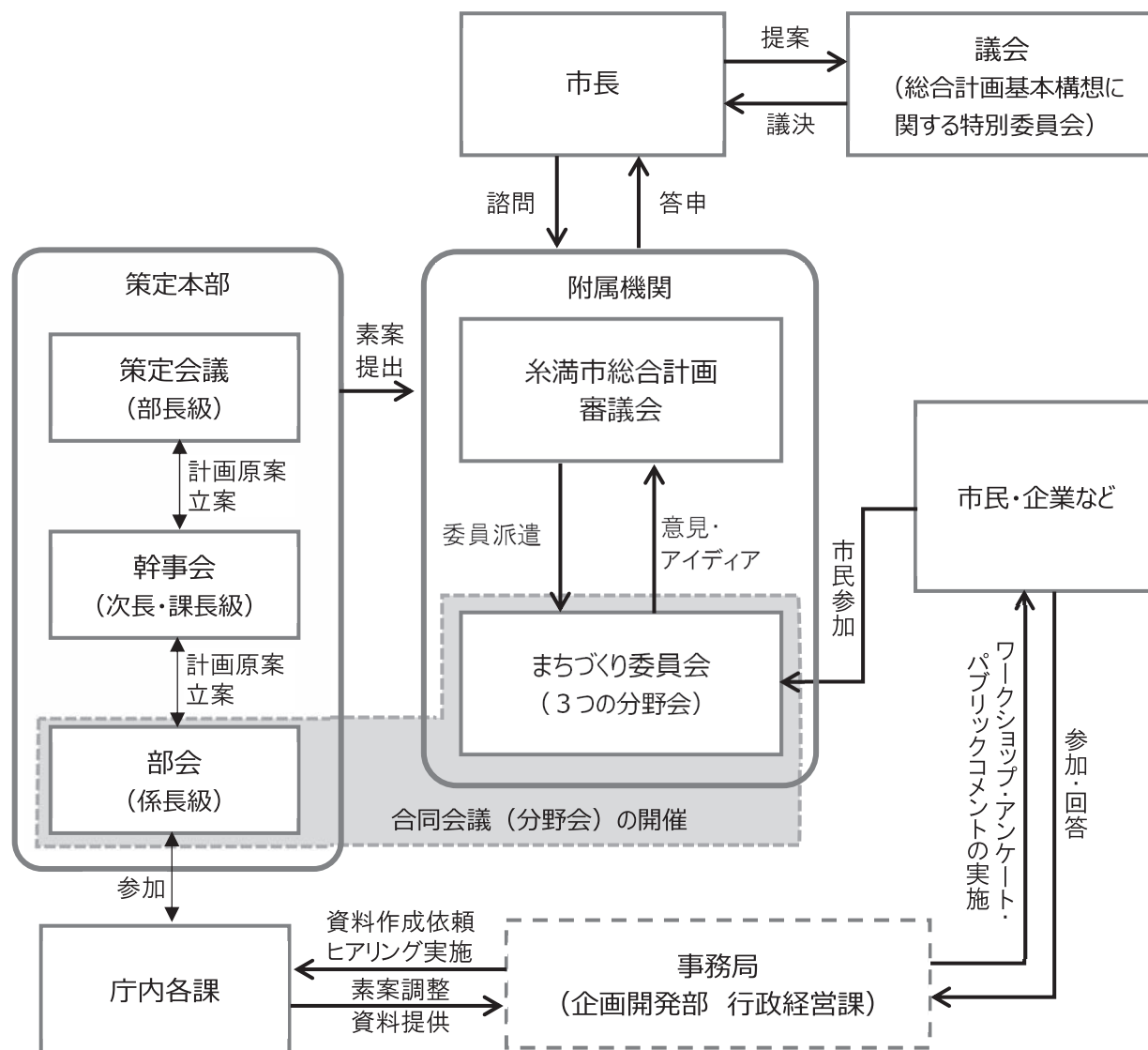


資料編

1. 第5次糸満市総合計画策定機構図



2. 第5次糸満市総合計画策定経緯

(1) 総合計画審議会

No	年月日	事項	備考
1	令和元年11月25日	総合計画審議会〔第1回〕	市長から諮問
2	令和2年7月10日	総合計画審議会〔第2回〕	
3	令和2年11月20日	総合計画審議会〔第3回〕	
4	令和3年1月26日	総合計画審議会〔第4回〕	基本構想答申
5	令和3年3月24日	総合計画審議会〔第5回〕	基本計画、総合戦略答申

(2) まちづくり委員会

No	年月日	事項	備考
1	令和2年2月3日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会B〔第1回〕	
2	令和2年2月5日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会A〔第1回〕	
3	令和2年2月7日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会C〔第1回〕	
4	令和2年2月21日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会C〔第2回〕	
5	令和2年2月27日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会A〔第2回〕	
6	令和2年3月2日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会B〔第2回〕	
7	令和2年8月7日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会A〔第3回〕	コロナ禍のため書面による意見提出
8	令和2年8月11日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会B〔第3回〕	コロナ禍のため書面による意見提出
9	令和2年8月13日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会C〔第3回〕	コロナ禍のため書面による意見提出
10	令和2年10月16日	まちづくり委員会	全体会議

(3) 策定会議（部長級）

No	年月日	事項	備考
1	令和元年11月13日	策定会議〔第1回〕	
2	令和2年7月1日	策定会議〔第2回〕	
3	令和2年10月27日	策定会議〔第3回〕	
4	令和2年11月2日	部長会議〔第1回〕	
5	令和2年11月4日	部長会議〔第2回〕	
6	令和2年11月9日	部長会議〔第3回〕	
7	令和2年11月11日	部長会議〔第4回〕	

No	年月日	事項	備考
8	令和2年11月13日	策定会議 [第4回]	
9	令和2年11月16日	策定会議 [第5回]	
10	令和3年1月7日	策定会議 [第6回]	
11	令和3年1月15日	部長会議 [第5回]	
12	令和3年1月20日	策定会議 [第7回]	
13	令和3年1月22日	部長会議 [第6回]	
14	令和3年1月23日	部長会議 [第7回]	
15	令和3年3月19日	策定会議 [第8回]	

(4) 幹事会（課長級）

No	年月日	事項	備考
1	令和元年11月8日	幹事会 [第1回]	
2	令和2年6月26日	幹事会 [第2回]	
3	令和2年8月27日	幹事会 [第3回]	
4	令和2年12月25日	幹事会 [第4回]	
5	令和3年1月15日	幹事会 [第5回]	

(5) 部会（係長級）

No	年月日	事項	備考
1	令和2年2月3日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会B [第1回]	
2	令和2年2月5日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会A [第1回]	
3	令和2年2月7日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会C [第1回]	
4	令和2年2月21日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会C [第2回]	
5	令和2年2月27日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会A [第2回]	
6	令和2年3月2日	策定部会・まちづくり委員会合同分野会B [第2回]	
7	令和2年10月9日	部会 [第1回]	全体会議
8	令和2年11月2日	部会 [第2回]	全体会議

(6) 市民ワークショップ

No	年月日	事項	備考
1	令和元年10月8日	地域ワークショップ [第1回]	糸満中学校
2	令和元年10月17日	地域ワークショップ [第2回]	高嶺中学校

No	年月日	事項	備考
3	令和元年 10 月 23 日	地域ワークショップ [第 3 回]	西崎中学校
4	令和元年 10 月 24 日	地域ワークショップ [第 4 回]	潮平中学校
5	令和元年 10 月 29 日	地域ワークショップ [第 5 回]	三和中学校
6	令和元年 10 月 30 日	地域ワークショップ [第 6 回]	兼城中学校
7	令和元年 11 月 4 日	全体ワークショップ	農村環境改善センター

(7) 糸満市議会、第 5 次糸満市総合計画基本構想に関する特別委員会

No	年月日	審査事項等	備考
1	令和 3 年 1 月 29 日	令和 3 年 1 月臨時会 議案提案 特別委員会 (第 1 回)	第 5 次総合計画基本構想に 関する特別委員会設置、議案 付託、委員長等互選、3 月定 例会までの継続審査
2	令和 3 年 2 月 4 日	特別委員会 (第 2 回)	資料提出、議案説明、総合計 画等策定経緯説明
3	令和 3 年 2 月 8 日	特別委員会 (第 3 回)	基本計画 1 章説明、質疑
4	令和 3 年 2 月 9 日	特別委員会 (第 4 回)	基本計画 2 章、3 章説明、質 疑
5	令和 3 年 2 月 15 日	特別委員会 (第 5 回)	基本計画 4 章、5 章説明、質 疑
6	令和 3 年 2 月 16 日	特別委員会 (第 6 回)	基本計画 6 章、総合戦略説 明、質疑
7	令和 3 年 2 月 18 日	特別委員会 (第 7 回)	総括質疑
8	令和 3 年 3 月 18 日	特別委員会 (第 8 回)	委員会採決
9	令和 3 年 3 月 22 日	3 月定例会本会議	議会議決

(8) その他

No	年月日	事項	備考
1	令和元年 8 月 19 日	第 4 次総合計画後期基本計画の検証 にかかる説明会	職員対象
2	令和元年 8 月 29 日	第 4 次総合計画後期基本計画の検証 にかかる各課ヒアリング (9 月 18 日ま で)	延べ 10 日間
3	令和元年 12 月 10 日	市民アンケート (12 月 25 日まで)	回収率 26.3%
4	令和 2 年 1 月 20 日	事業者アンケート (1 月 28 日まで)	回収率 36.0%
5	令和 2 年 6 月 12 日	事業者ヒアリング (糸満市商工会、糸 満工業団組合、商工水産課)	
6	令和 2 年 12 月 7 日	基本構想パブリックコメント (1 月 6 日ま で)	2 人、7 件
7	令和 3 年 2 月 1 日	基本計画・総合戦略パブリックコメント (3 月 3 日まで)	3 人、38 件
8	令和 3 年 3 月 28 日	WEB 市民フォーラム	

3. 諮問・答申

第5次糸満市総合計画について（諮問）



糸満市諮問行第 1 号
令和元年 11 月 25 日

糸満市総合計画審議会会長 様

糸満市長 上 原



第5次糸満市総合計画（基本構想及び基本計画並びに総合戦略）について（諮問）

第5次糸満市総合計画を策定するにあたり、糸満市総合計画審議会設置規則第2条の規定により、第5次糸満市総合計画（基本構想及び基本計画並びに総合戦略）について、諮問いたします。

記

（諮問事項）
第5次糸満市総合計画（基本構想及び基本計画並びに総合戦略）

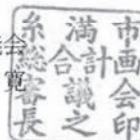
（答申時期の目安）
令和2年8月1日

第5次糸満市総合計画〔基本構想〕について（答申）

令和3年1月26日

糸満市長 當 銘 真 栄 殿

糸満市総合計画審議会
会長 大 城 郁 寛



第5次糸満市総合計画基本構想について（答申）

糸満市総合計画審議会では、令和元年11月25日付け、糸満市諮問行第1号で諮問を受けました第5次糸満市総合計画基本構想案について、審議を重ねた結果、別添基本構想（案）のとおり答申します。

第5次糸満市総合計画〔基本計画・総合戦略〕について（答申）

令和3年3月24日

糸満市長 當 銘 真 栄 殿

糸満市総合計画審議会
会長 大 城 郁 寛第5次糸満市総合計画基本計画及び第2期糸満市まち・ひと・しごと
創生総合戦略について（答申）

糸満市総合計画審議会では、令和元年11月25日付け、糸満市諮問行第1号で諮問を受けました第5次糸満市総合計画基本計画及び第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、審議を重ねた結果、別冊、第5次糸満市総合計画及び第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）のとおり、下記、意見を付して答申します。

記

1. 第5次糸満市総合計画基本計画について
 - (1) 地域ワークショップの開催やまちづくり委員と市職員との協働で計画を策定した取り組みについて、高く評価する。
 - (2) SDGs への取り組みについては、総合計画を推進することで、SDGs のゴールが達成されるような指針等の作成を検討すること。
 - (3) 市民との協働により達成を目指す指標の設定は重要である。今後、個別計画等においてもその設定を検討してもらいたい。
 - (4) 市民アンケート調査では「市民の声が行政に反映されるまち」が満足度ワースト1となっていることから、市民から声を聴くという方法については、市民活動支援センターの強化を含め、その手段について、実施計画等で検討すること。
 - (5) 行政評価を推進する上で、市民への周知が大事であり、その実施方法も含め、検討すること。
 - (6) コロナ禍の状況にあり、行政はもとより、市民、地域、産業分野等あらゆる場面でデジタル化は必須の課題となる。今後、社会情勢の変化も鑑み、柔軟に対応できる組織を強化すること。
2. 第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
 - (1) 全体的に若い人に魅力的なまちをつくるための総合戦略という方向性は評価する。
 - (2) 今後、総合戦略を推進する上で、沖縄振興特別推進交付金、地方創生交付金等有効な財源を活用し、取り組むこと。

令和2年度 糸満市総合計画審議会

会長	大城 郁 寛	【琉球大学名誉教授】
副会長	徳 元 弘 明	【糸満市企画開発部長】
委員	畑 中 寛	【琉球大学地域連携推進機構特命准教授】
委員	山 野 良 一	【沖縄大学人文学部教授】
委員	久 高 豊	【りゅうぎん総合研究所取締役専務】
委員	松 浦 快 奏	【糸満工業団地協同組合理事長】
委員	上原 由美子	【糸満市商工会理事】
委員	城 間 辰 也	【糸満漁業協同組合参事】
委員	新 垣 久 志	【JA おきなわ糸満支店支店長】
委員	玉 城 勲	【糸満市観光協会事務局長】
委員	久保田 秀樹	【糸満市青年団協議会元会長】
委員	上 原 博 美	【糸満市立高嶺小学校元校長】
委員	島 袋 雄 文	【糸満市社会福祉協議会事務局長】
委員	金 城 文 子	【糸満市女性団体連絡協議会会長】
委員	古我知 進	【糸満市自主防災組織連絡協議会会長】

4. 糸満市総合計画審議会設置規則

○糸満市総合計画審議会設置規則

平成 7 年 12 月 21 日

規則第 18 号

(設置)

第 1 条 この規則は、糸満市附属機関設置に関する条例(平成 7 年糸満市条例第 25 号)第 3 条の規定に基づき、糸満市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる計画について市長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議する。

- (1) 総合計画
- (2) 国土利用計画

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。この場合において、第 5 号以外の委員は、まちづくり委員を兼ねることができるものとする。

- (1) 市教育委員
- (2) 市農業委員
- (3) 公共的団体の役員又は職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、会長の決するところによる。

(まちづくり委員会)

第 6 条 審議会に専門的な事項を調査するため、まちづくり委員会を置くことができる。

2 まちづくり委員は、次に該当する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) まちづくりに関心のある満 20 歳以上の市民
- (2) 公務員でない者又は公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)による公職に就いていない者

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 次の各号に掲げる審議会の庶務は、当該各号に定める課において処理する。

(1) 総合計画 行政経営課

(2) 国土利用計画 政策推進課

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年9月9日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年7月5日から適用する。

附 則（平成13年11月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月2日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月24日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月13日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第12号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月25日規則第1号）

この規則は、平成22年1月25日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第19号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日規則第13号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

5. 糸満市総合計画策定会議に関する要綱

○糸満市総合計画策定会議に関する要綱

昭和53年11月6日

訓令第8号

(目的)

第1条 この訓令は、市の総合計画の策定に関する重要事項について関係部課の調整及び事務の円滑な推進を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(策定会議)

第2条 前条の目的を達成するため総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

2 策定会議は、別表第1に掲げる職にあるものをもって構成する。

3 策定会議の議長は副市長、副議長は第10条第1項に規定する事務局の担当部長（以下「担当部長」という。）とし、策定会議は必要に応じて議長が招集する。

4 議長は、策定会議で検討した事項について市長に報告しなければならない。

(幹事会)

第3条 事務の円滑な推進を図るため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にあるものをもって構成する。

3 幹事会の幹事長は第10条第1項に規定する事務局の担当課長（以下「担当課長」という。）とし、幹事会は必要に応じて幹事長が招集する。

4 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長の指名する者がその職務を代理する。

5 幹事会の会議の内容が特定の部門にかかるものであるときは部会を置くものとし、部会の構成についてはそのつど幹事長が決定する。

6 部会の会議は、別表第3に掲げる部門の係長職以上にある者をもって構成し、会議は幹事長がその職務を所掌する。

7 幹事長は、幹事会及び部会で検討した事項について策定会議に報告しなければならない。

(幹事会、部会の職務等)

第4条 幹事会及び部会は、市の総合計画に関する事項を検討する。

(意見の聴取)

第5条 会議は必要に応じ関係行政機関、学識経験者等から意見を聴取することができる。

(立案職員)

第6条 総合計画策定に関する事務を担当させるため各課から選任された立案職員を置く。

2 立案職員は、係長級以下にある者をもって構成する。

3 担当部長は、市の総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び具体的計画の立案に関連する事項について立案職員に指示する。

(立案職員の職務等)

第7条 立案職員は、担当部長の指揮を受けて総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び具体的計画の立案並びにこれらに関連する連絡調整に関する事務を処理する。

2 立案職員は、必要と認めるときは関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(合同会議)

第8条 担当課長は、総合計画の立案作業に当たり、必要に応じて部会又は立案職員とまちづくり委員等を招集し、合同会議を開くことができる。

(部等の協力)

第9条 各部等の長は、総合計画策定作業が円滑に行えるように配慮し、所管課職員に全面的に協力させなければならない。

(事務局)

第10条 総合計画の策定作業を統括し、策定会議の庶務を行なうため、企画開発部行政経営課に事務局を置く。

2 担当部長は、策定会議、幹事会及び部会で検討する事項について各部課から収集調整した資料を整理して当該会議が円滑に行なわれるようにしなければならない。

(補足)

第11条 この訓令に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年4月5日訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年8月27日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和57年8月1日から適用する。

附 則 (昭和62年2月13日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和61年12月23日から適用する。

附 則 (平成6年3月23日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成5年7月1日から適用する。

附 則 (平成8年10月2日訓令第15号)

この訓令は、平成8年10月2日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月14日訓令第11号)

この訓令は、平成10年4月14日から施行する。

附 則 (平成11年9月9日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成11年7月5日から適用する。

附 則 (平成13年11月1日訓令第25号)

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月31日訓令第1号)

この訓令は、平成18年1月31日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日訓令第 13 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 21 日訓令第 19 号）

この訓令は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日訓令第 11 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日訓令第 21 号）

この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 1 日訓令第 28 号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 及び別表第 3 の改正は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

副市長、企画開発部長、総務部長、市民健康部長、福祉部長、経済部長、建設部長、水道部長、消防長、教育委員会総務部長及び指導部長、土地開発公社専務理事、政策参与
--

別表第 2（第 3 条関係）

総務課長、人事課長、財政課長、税務課長、秘書広報課長、政策推進課長、行政経営課長、観光・スポーツ振興課長、市民生活環境課長、市民課長、健康推進課長、国民健康保険課長、社会福祉課長、こども未来課長、保育こども園課長、介護長寿課長、農政課長、農村整備課長、商工水産課長、建設課長、都市計画課長、水道部総務課長、工務課長、消防本部総務課長、教育委員会総務課長、生涯学習課長、学校教育課長、社会体育課長、中央図書館長、学校給食センター所長、土地開発公社総務課長、土地開発公社用地課長

別表第 3（第 3 条関係）

教育・文化、健康・医療・福祉部会	教育委員会（総務課、生涯学習課、学校教育課、社会体育課、学校給食センター）、健康推進課、市民課、国民健康保険課、社会福祉課、こども未来課、保育こども園課、介護長寿課、消防本部予防課、財政課、政策推進課
環境、まちの基盤、産業部会	観光・スポーツ振興課、市民生活環境課、農政課、農村整備課、商工水産課、建設課、都市計画課、水道部工務課、土地開発公社総務課、社会福祉課、介護長寿課、財政課、税務課、政策推進課、教育委員会社会体育課
防災、平和・交流、協働部会	総務課、人事課、財政課、行政経営課、政策推進課、秘書広報課、市民生活環境課、消防本部総務課、社会福祉課、介護長寿課、教育委員会生涯学習課

6. 各種委員会名簿

○第5次糸満市総合計画審議会委員 名簿

No	氏名	所属等	役職	備考
1	大城 郁寛	琉球大学	名誉教授	会長
2	徳元 弘明	糸満市	糸満市企画開発部長	副会長
3	畑中 寛	琉球大学 地域連携推進機構	特命准教授	
4	山野 良一	沖縄大学 人文学部 福祉文化学科	教授	
5	久高 豊	りゅうぎん総合研究所	取締役専務	
6	松浦 快奏	糸満工業団地協同組合	理事長	
7	上原 由美子	糸満市商工会	理事	
8	城間 辰也	糸満漁業協同組合	参事	
9	新垣 久志	JA おきなわ糸満支店	支店長	
10	玉城 勲	糸満市観光協会	事務局長	
11	久保田 秀樹	糸満市青年団協議会	元会長	
12	上原 博美	糸満市立高嶺小学校	元校長	
13	島袋 雄文	糸満市社会福祉協議会	事務局長	
14	金城 文子	糸満市女性団体連絡協議会	会長	
15	古我知 進	糸満市自主防災組織連絡協議会	会長	

○まちづくり委員会 名簿

No	氏名	所属等	役職
1	山野 良一	沖縄大学 人文学部 福祉文化学科	教授
2	上原 博美	糸満市立高嶺小学校	元校長
3	島袋 雄文	糸満市社会福祉協議会	事務局長
4	杉本 龍	糸満市 PTA 連合会（糸満市立高嶺小学校 PTA 会長）	会長
5	當銘 孝文	あはごん保育園	園長
6	上原 達彦	特定非営利活動法人ハマスーキ	事務局
7	江口 都美子	糸満高校 PTA	副会長
8	安田 辰也	糸満市福祉プラザすこやか館	館長
9	大城 郁寛	琉球大学	名誉教授
10	久高 豊	りゅうぎん総合研究所	取締役専務
11	松浦 快奏	糸満工業団地協同組合	理事長
12	上原 由美子	糸満市商工会	理事
13	城間 辰也	糸満漁業協同組合	参事
14	新垣 久志	JA おきなわ糸満支店	支店長
15	玉城 勲	糸満市観光協会	事務局長
16	矢木 順子	ジェイスタイル美容矯正院	代表
17	畑中 寛	琉球大学 地域連携推進機構	特命准教授
18	金城 文子	糸満市女性団体連絡協議会	会長
19	古我知 進	糸満市自主防災組織連絡協議会	会長
20	久保田 秀樹	糸満市青年団協議会	元会長
21	上原 政幸	自治連絡員	
22	川門 義人	糸満市市民活動支援センターまちテラス	所長
23	川寄 紋	前市民活動支援センター	職員
24	平良 宗潤	戦争概要看板設置検討委員会	委員